

介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額
及び特定標準負担額の改定について（お知らせ）

介護保険施設に入所している者に係る食事の標準負担額及び旧措置入所者に係る特定標準負担額の改定につきましては、平成12年11月30日付け事務連絡において、内容をお示したところですが、本日、別添のとおり関係告示が公布されましたのでお知らせします。

各都道府県及び市町村におかれましては、御了知の上、平成13年1月1日からの施行に向け、準備に特段の御配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成12年12月13日

介護保険課企画法令係

○厚生省告示第三百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八條第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第四十八條第二項第二号に規定する標準負担額（平成十二年三月厚生省告示第六十二号）を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。
平成十二年十二月十三日

厚生大臣 坂口 力

表中「七百六十円」を「七百八十円」に改める。

○厚生省告示第三百八十八号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三條第四項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三條第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成十二年三月厚生省告示第六十四号）を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。
平成十二年十二月十三日

厚生大臣 坂口 力

表中「七百六十円」を「七百八十円」に改める。